

市設置型浄化槽 (浄化槽市町村整備推進事業)

分担金22万円を納付していただき、市が浄化槽を設置する事業です。ただし、設置に伴うトイレ・台所・風呂や排水管等の新設・改修などは個人負担となります。(左記の「下水道等排水設備設置普及促進補助金」をご利用ください。)浄化槽の使用開始後は使用料をいただき、市が浄化槽を管理します。

対象
下水道等の集合処理区域以外で、平成30年3月16日までに5人〜12人槽の浄化槽を設置できる方。

申込期限
平成29年12月25日
※設置予定基数100基になり次第申し込みを締め切ります。

上下水道課 下水道係
☎47-1204 47-1206

下水道等接続補助金(下水道等排水設備設置普及促進補助金)

対象市が整備した下水道の公共ます、又は浄化槽へ新たに排水管を接続する工事(新規加入)を行う方で、工事に係る排水管や排水ますの設置

費用(屋外のみ)。
補助金額
工事する排水設備指定工事店が安芸高田市内の場合は補助金5万円、市外の場合は補助金3万円。

補助の要件や、申請に必要な書類など詳しいことは、上下水道課へお問い合わせ下さい。
※本補助金は、今年度限りを予定しています。

上下水道課 下水道係
☎47-1204 47-1206

ちょっと増やせる付加年金

付加年金とは、国民年金の保険料に追加で付加保険料(一律400円)を上乗せして納めることで、将来的に受給する年金額を増やすことができる年金です。

付加年金受給額は(200円×付加保険料を納めた月数)の式で計算され、2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になり元金がかえってきます。付加保険料を10年納めた方は40年納めた方についても同様です。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金ですが、物価の上下に対応した「物価スライド

制度(増額や減額)などはありません。一方、老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をした場合には、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

●付加保険料納付時の留意点
・納付者は自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。

・半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。

・60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。

・国民年金基金に加入中の方は付加保険料を納められません。

●掛け捨てになりません
納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

お問い合わせ先
・保険医療課医療保険年金係
・三次年金事務所
・三次年金事務所
☎0824-6213107

農業用軽油免税証 交付申請の受付

日時11月8日(水)・9日(木)
10時30分〜15時30分
場所クリスタルアーヂョ4階
研修室402

※申請には必要書類などがございませぬのでお問い合わせください。

広島県西部県税事務所個人課税課
☎082-51315366

広島県最低賃金が 変わりました

平成29年10月1日から広島県最低賃金が時間額818円に変わり、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。年齢、性別、雇用形態(常用・臨時・パート・アルバイト等)、支払形態(月給・日給・時間給等)の別を問いません。

また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い特定(産別)最低賃金が適用される場合があります。

ご不明な点はお問い合わせください。
広島労働局労働基準部賃金室
☎082-22119244
三次労働基準監督署
☎0824-6212104

税を考える週間

11月11日から17日まで、「税を考える週間」です。
市内では、公益社団法人高田白木法人会ほかの共催により、小学生の税に関する絵はがき・標語の作品展示や、優秀作品表彰式、税金クイズ等のイベントを行います。

税金の意義や仕組みなどの理解をより深めていただく機会として、ぜひご来場ください。

日時
11月4日(土)13時30分〜11日(土)14時30分

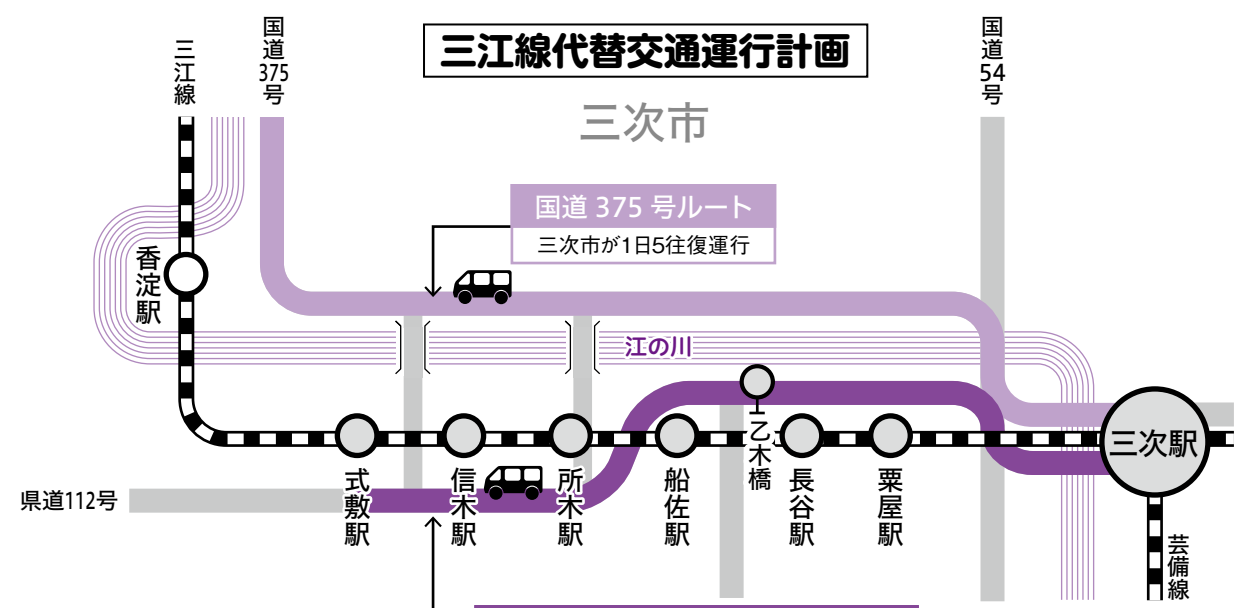
場所
クリスタルアーヂョ市民ギャラリー



吉田税務署
☎42-0008

三江線代替交通運行計画が承認されました

9月1日、三江線沿線6市町の首長や広島・島根両県、中国運輸局長等で構成される三江線代替交通確保調整協議会(地元協議会)は、沿線住民との意見交換を踏まえた代替バス等の運行計画案を承認しました。この結果、来年4月1日から運行するバス等のルート、運行主体、運行形態等が決定しました。



三江線代替交通運行計画

国道375号ルート
三次市が1日5往復運行

県道112号 式敷駅〜三次駅ルート
(本市を走行)

民間2事業社が1日5往復運行
運行主体/織田産業(株)・芸北タクシー
運行車両/14人乗りワゴン

時刻表

式敷駅発		三次駅着		三次駅発		式敷駅着	
発時刻目安	着時刻目安	発時刻目安	着時刻目安	発時刻目安	着時刻目安	発時刻目安	着時刻目安
6時50分頃	7時30分頃	10時00分頃	10時40分頃	10時00分頃	10時40分頃	13時00分頃	13時40分頃
8時40分頃	9時20分頃	※15時00分頃	※15時40分頃	※15時00分頃	※15時40分頃	※17時30分頃	※18時10分頃
11時20分頃	12時00分頃	※17時30分頃	※18時10分頃	※17時30分頃	※18時10分頃	※19時40分頃	※20時20分頃
※16時00分頃	※16時40分頃						
※18時20分頃	※19時00分頃						

・詳細なダイヤは、通院や通学等の利用実態に配慮し設定していきます。
・バス停の位置は、現行の三江線駅(式敷駅・信木駅・所未駅・船佐駅)付近と乙木橋に設置するほか、式敷駅から乙木橋までの間はどこでも乗降可能なフリー区間とします。運賃については、対岸の375号ルートとの整合性を図りながら決定していきます。
・三次中央病院の乗り入れについては、関係機関と協議を行っています。

政策企画課 企画調整係 ☎42-5612